



NDT 工業会 23-第 32 号

平成 23 年 12 月 2 日

日本商工会議所 殿

東京都千代田区内神田二丁目 8 番号

社団法人 日本非破壊検査工業会

理事長 松村 康 人



労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用に代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

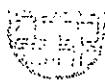
1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上



NDT 工業会 23-第 33 号
平成 23 年 12 月 2 日

社団法人日本経済団体連合会 殿

東京都千代田区内神田三丁目 8 番号
社団法人 日本非破壊検査工業会
理事長 松村 康 人



労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用には代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上



NDT 工業会 23-第 31 号

平成 23 年 12 月 6 日

全国中小企業団体中央会 殿

東京都千代田区内神田二丁目 8 番号

社団法人 日本非破壊検査工業会

理事長 松村 康 人



労働者派遣法に係る要望書

標記について、非破壊検査業を政令で定めるいわゆる 26 業務と同様に期間の制限を受けない業務として認定されますよう要望いたします。

要望理由

1. 非破壊検査の専門性

1) 日本標準産業分類

平成 20 年 4 月第 12 回の改定に伴い、商品・非破壊検査業が技術サービス業に組み込まれる。商品検査業は、各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。非破壊検査業とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を壊さずに検査する事業所をいう。また、ものづくり基盤技術振興基本法においても指定されている。

2) 資格を有する特殊な技術

非破壊検査技術者は、国家資格、JIS 等の規格、各種団体の認定資格の取得が求められており、その中でも高度な資格を取得するには、最低でも 5 年以上の年月を要する。従って、高度専門的な資格を保有する非破壊検査技術者の派遣は、派遣先の常用雇用には代替するものではなく、派遣される技術者は派遣元の社員として他の社員と同条件で雇用が確保され身分の保障がなされている。又、品質確保の観点から非破壊検査の第三者中立性を求められていることから、派遣先である施工者の正社員の雇用を阻害するものではない。

2. 最近の動向

1) 震災の影響による技術者の確保

震災地においては、これから復興に向けたインフラ整備に伴い、非破壊検査に対するニーズが増えることが予想され、検査技術者の確保及び雇用の維持が急務である。

2) 建築構造物の品質確保

国交省の定める木造建築工事標準仕様書の中に、品質確保の観点から非破壊検査の導入が検討される方向にある。このことは社会の安全、安心に寄与するものである。

以上